

## 明治天皇の巡幸

村尾次郎

本稿は平成四年十月二十四日、明治神宮參集殿における本學會主催公開學術講演の草稿を基に、聊か筆を加へて成稿したものである。

### 一 身辺の聖蹟

明治天皇の巡幸について述べるに先立ち、私はまづ、自分の身辺にある聖蹟について触れておきたいと思ふ。己が身のまはりに聖蹟があるといふことは一種の史的邂逅たる意味を持つ。邂逅は、事実としては偶然性の出會であるが、その事実を記憶に留めて忘れないのは因縁の系に引かれるからである。かくて、或る特定の邂逅は偶然性を消し去り、自己内証の絆となり繼つぎとなる。人はそれによつて史蹟との偶然の遭遇におけるゆきずりやすれちがひから免れると同時に、物言はぬ遺跡に対し情念を注ぎ、史蹟はこれに呼應して人の心中に生氣を噴き上げるに至る。その時、史劇の

幕は開くのである。

私の身边には明治天皇の聖蹟が多い。これは、全国内を密度濃く歩まれた天皇であつてみれば当然であり、その各地において天皇との絆を強く感じた人々によつて、記念碑などとして伝へられたためであるから、必ずしも私の場合だけに限られるわけでもあるまいが、このやうな環境はそれを意識する度合に應じ、人により因縁感受の濃淡深淺は異なる。

聖蹟に邂逅した人は二本の糸によつてそれと結ばれるであらう。一本は明治天皇の盛徳につながり、他の一本は聖蹟を標示した人の感動や誇りにつながる。湊川の楠公墓標の前に立てば、人は楠公その人と、建碑者徳川光圀の両方を憶ひ偲ぶのである。水戸義公ほどの史上顯然たる人物でなく、ごく一般普通の市井人であつたにしても、誇りや感動に觸発されてこそはじめて費を惜しまず建碑の挙に踏みきつたのであるから、これに對して後の世の人の心緒が動き、共鳴を生じた時、茲に歴史は成立する。すなはち此の二本の心の糸こそ歴史敘述を構成する経たていとであらねばならぬ。

### (一) 千駄ヶ谷徳川邸跡

身邊の聖蹟として第一に述べておきたいのは東京の千駄ヶ谷一丁目界限である。私が関はつてゐる財團法人日韓文化協會が其處にある。天保年間改正の『御江戸大繪圖』を見ると、千駄ヶ谷一丁目の東半は紀州徳川家下屋敷であり、西半は井然たる旗本屋敷の町であつた。南側の外れ(二丁目)には、大繪圖によれば千駄ヶ谷八幡、今の鳩森八幡神社がある。時折、散策の道すがら參詣するが、或る日、境内の隅の目立たない場所に「松之銘」といふ篆額のある石碑を発見した。どういふ碑なのであらうかと記文を読んだところ、次のやうな内容であつた。

戸川近江守、姓者藤原、名者達本、字貫天、天保十四年乙未年四月十七日 家慶公日光御參詣之砌、御書院番相勤、爲諸道具奉行令供奉、其節御山之若松曳來、爰植、今爲成木、供奉之松號、後弘化二乙巳年正月十一日御使

番受命、後小姓組番頭之蒙仰、多年中嶋流砲術學、門人千々數重

字貫

文久壬戌年盛夏

印

近江守達本書

江戸時代の痕跡がほとんど失はれてしまつてゐる此のあたりにしては珍しいと思ひ、戸川近江守について調べてみると、家禄千五百石の旗本で通稱は助次郎、屋敷は半蔵門外五番町にあり、部屋住から召出されて書院番になつたのは天保二年のこと。同七年、父の主水が隠居したので家名を相続した。弘化二年に使番、嘉永五年に新番頭、安政二年、小普請支配、翌六年に小姓組（一番組）の番頭となり、文久二年の十月に勤仕並寄合に編入されてゐる。時に五十四歳であつた。碑は寄合に入る直前に建てたものであることが分る。（愼徳院殿御實記、昭徳院殿御實記、嘉永四年版番町繪圖、萬延三年武鑑、江戸幕臣人名事典、江戸幕府・旗本人名事典等）。小姓組番頭といへば四千石高の侍従職、しかも、名だたる砲術家でもあつたのだ。

戸川助次郎の屋敷は五番町であつたが、嘉永四年冬改正の『内藤新宿新屋敷邊之圖』には八幡社のすぐ西の裏手、畑の中に此の人の下屋敷が見えてゐる。松之銘碑はおそらく此處に建てられたのであらう。私は碑の前に立ち、戸川近江守なる一人の武士の実像やいかにと探りを入れた。彼は武弁であつて、文學には疎い人だつたやうである。碑文は和様漢文の体ではあるが感心しない。天保十四年、戸川は十二代將軍家慶の日光社參に際し、諸道具奉行として随員に加はり、帰途、記念のために小松一樹を持ち帰り、おそらくは邸内の庭に移植したのであらう。彼はそれを「供奉の松」と呼んで大切に育てた。十九年後の文久二年には一應の成木に達したので、樹下に松之銘碑を建立し、往時を偲んだが、同時に、自身の略歴を刻して子孫に遺したのである。

松之銘碑は八幡社とは何の関係も無い物である。いつの頃からか、移して境内に置かれたのであらう。強いてその時を探るとすれば、徳川幕府の瓦解に伴ふ幕臣團の解散と、屋敷からの退転が起つた時分、とでもすべきであらうか。

それは建碑より九年後に始まつた。戸川家があたふた引越をした際に碑はそのまま放置され、やがて撤去され、そして、八幡社境内の隅に安住の地を得たのだ。碑は一人の旗本の運命を物語るが、同時に江戸城を圍繞してゐた無数の武家屋敷と、その住人たちの運命を偲ぶよすがともなる史料であり、遺物である。

明治維新を迎へると、紀州家の千駄ヶ谷邸地は徳川氏の本家を継承した家達の有に歸した。そして、明治二十年十月三十一日の午後、天皇の行幸を仰いだのである。昭和十年に建立された行幸記念碑は一丁目十九番地の財團法人安藤研究所内にある。私の所とはビル一棟を距てた裏手に当り、至近の位置、いづれも徳川家の旧敷地内である。安藤氏もまた直參旗本の子孫であるといふ。

行幸の当日、徳川家の馬場では流鏑や騎射の演武があり、列品場では襲藏の古器物類が天覧に供された。そして、演能のプログラムが延々と続き、夜に及んだ。晚餐會には総理大臣伊藤博文以下各閣僚、松平春嶽、徳川昭武（水戸家）、旧幕の重役勝安芳、大久保一翁、山岡鐵太郎などが陪食の席につく。還幸は夜の九時半近くになつたといふ。しかし、今は徳川邸無く、都の体育館に變じ、附近の相貌は一変してしまつたが、その陰になほ栄枯に浮沈する史劇のかすかな俤がうごめくのを感ずるのである。

## (二) 荻窪村名主中田家跡

私が初めてこのやうなうごめきを感じたのは中學生の頃であるが、明治天皇についていへば大學に在學してゐた當時である。その機會を与へてくれたのは親友中田俊太郎であつた。したがつて、彼のことを抜きにして主題に入るわけにはいかない。多少、横道に外れるさらひはあるが、此の人との交りについて述べるのを許されよ。

俊太郎は旧制高等學校では私の一年以上級生であつたが、年齢は私の方が一歳上で、相前後して大學に進み、本格的に歴史を學ぶ生活を俱にした。彼は白晢精悍の美丈夫で、高校では剣道に精進してゐたが、大學に入るやいなや、こ

れまで目立たなかつた美質を顯はし、思索の精微、表現の嚴密であることにおいて抜群の才を認められるに至つた。私は深く彼に敬意をはらつた。

私はしばしば俊太郎の家へ遊びに行つた。彼も私の家へ来た。中田家は中央線荻窪駅のすぐ傍にあり、樹木に圍まれた古く大きい屋敷であつた。代々荻窪村の名主役を勤めてきた旧家であり、俊太郎の嚴父は村右衛門を名乗る人であつた。邸内は武蔵野の風情をにははせる閑寂な環境、母屋の式台玄関は古風で威嚴があつた。広い庭の中には離屋が一棟あり、南の正門は外側が武家様式の長屋門である。家族の物静かで禮儀正しい應接は、訪問者を自然それに溶けこませ、沈静なひとときが過ぎるのであつた。

初めての時、私は明治天皇が行幸の途次、中田家を御小休所にされたことを知つた。庭の離屋が御座所になつたのである。私はあらためてその建物を見やりながら、冷徹な俊太郎の胸の奥に燃えさかる尊皇の火炎を感じとつた。彼の場合は歴史研究に入る前、生家そのものが点火の装置であつたのだ。

天皇は明治十六年四月十六日、埼玉県飯能で実施される近衛師團春期小演習觀閲のため、青梅街道を所澤行在所、齋藤與惣次宅へと向はれる途中、中田家で小休止、さらにその三日後には花見を兼ねた遠乗に小金井(当時神奈川県)まで駒を進める途中、再び同家を往復の御小休所にされたのである。赤坂の假御所から荻窪までの距離が休憩地点として適當だつたからであらうが、荻窪、井の頭、三鷹あたりは徳川將軍家の鷹野として知られてをり、中田氏宅が鷹狩の際に將軍家陣所として用ゐられてゐた由緒もあつて、天皇をお迎へするための條件が備はつてゐたのである。長屋門がそれを物語つてゐる。この門は武者窓のある片側の小部屋を除き、内側は空洞であり、総じて平角柱を用ゐてゐるあたり、本式の長屋門ではなく、高貴の人が出入できる外觀がととのつてゐればよかつたのだ。

御座所になつた離屋は寄せ棟、茅葺平屋建で六疊二間、三方回り廊下の小建築で、奥の間は床、床脇付である。昭和九年十一月一日に聖蹟指定を受けた。指定当時は元の位置より西へ若干移動させてあつたといふ。かねて明治天



萩窪御小休所  
(中田俊太郎令妹五十嵐正子氏提供)

した葉書の寫しが手許に保存してある。四月四日付、左の通りである。

山形ハ雪カ深ク積ツテ到底行カレヌトノ話ニテ當農園ニ參り候 全ク廣タトシタル所ニテ見ルモノハ唯松ノミ  
ニ御座候 夜ハ九時ニナレハ最早夜中ニテ誰一人起テ居ル者無之有様ニテ全ク早朝ヨリ夕方マテカ一日ニ候 大  
兄モカ、ル大自然ノ雄大ニ身ヲ投セラレナハ何カト發明スル事モ可有乎ト被存候 愚ハ此處ヲ聽濤閣ト名付ケ候  
ソハ鹿嶋灘ノ荒浪ノ轟鳴ヲ聞クノミナル故ニ有之候——(中略)—— 此頃ハ御灸モソノ効果ヲ現ハシ大兄益々御元氣  
ト拜察仕居候 病弱ハ何ト辯解シテモ不忠不孝ニ御座候

皇の聖蹟指定を進めてゐた文部省は、昭和八年十一月にその第一  
回分として八十六ヶ所を指定し、これを皮切りに引続き各地の行  
在所、御小休所、御野立所を加へていつた。これらの中、「御事蹟  
ノ顯著ニシテ建物ノ最モ完全ニ保存セラレシモノ、御野立所ニ在  
リテハ同ジク舊規ノヨク認メラル、モノ」を選び、それぞれの寫  
眞と平面圖(府県より提出)をまとめ、昭和十年三月に四十二ヶ所  
の分を『明治天皇聖蹟』第一冊として出版、翌年三月には第二冊  
を作つた。中田氏は萩窪御小休所として後者に収められてゐる。  
俊太郎も私も、大學時代は病弱に苦しんだ。昭和十二年四月の  
初め、私は健康増進のため、茨城県鹿島郡輕野村(今、神栖町)奥  
野谷浜にある白十字會恩賜保養農園(結核療養所)に寄寓してゐ  
た。実は調べたい事があつて山形県の上の山へ行かうとしたので  
あるが、変更したのだつた。その折、鹿島から俊太郎に宛てて出

これには直ぐ返事が来た。以下、四月六日付、俊太郎の便りである。

拜復 御葉書難有拜讀仕候 御文面にて者御健康如何を悉する能はざるも、先津く御快方に御向の御事と安堵仕候 日夕天地の浩氣を吞吐し、心肝を存養の上、一意御研學の御様子大慶至極奉存候 小生眼疾未たいえず

半明半盲専心讀書仕事不叶 不本意千萬し候 學を廢して生を偷む事甚だ心くるしき間 講孟箚記を執り拜讀仕り候へとも行々錯亂、字々霞をへたてたる如く 只眼を紙上にさらすのみに止まり候し(後略)

かうした状態で、二人はその後も病弱を克服するに至らなかつたが、私の方は軍隊に入つてすつかり苦境から脱け出した。これに反して俊太郎の方は呻吟の日々を送り、昭和十八年には鹿島の農園に轉地して、ひたすら養生に勵んだが、病氣の進行を喰止めるには至らなかつた。

やがて、終戦の日を迎へた。占領軍当局は日本の戦争犯罪をきびしく問ひ、日本軍の残虐非道を大宣伝して日もこれ足らぬ有様、それに呼應して、国民の怨嗟の声は一世を覆ふ。病床にあつてこの喧騒に圍まれた俊太郎は傷心の深淵に落込んだ。稀に見る純粹な心情の持主であつた彼は、皇軍の嚴正な軍紀を固く信じ、人道において遺憾なき存在であると思つてゐたから、衝撃は大きかつた。現役軍人のみによつて組織されてゐる平時の軍隊とは違ひ、総動員下幾百万の戦時の部隊は社會そのものに軍服を着せたやうなものであり、善も惡も強も弱も、社會と同様に絡まり纏れ合つてゐるのであるが、純な俊太郎には堪へ難いことであつた。彼は憤り、悲しみ、そして絶望に陥つていつた。

俊太郎は戦争の是非を問題にしたのではない。また、勝ち負けにこだはつてゐたのでもない。伝へられる諸々の不祥事は単に苦戦の状況下に発生した已むを得ぬ出来事として片付けられるべきものではなく、深く、また、おしなべて、日本人全体の徳性の水準に関係することであり、由来するところ遠い原形質的な惡業ではないかと掘り下げたといつたとき、彼は己れを含めて、此の絶望の淵から救ひ出される道は無いと思ひ詰め、ペシミズムに陥つてしまつたのだ。

病状は悪化し、読書する力を失つた俊太郎のために、家族は知人から奨められて、『生命の真相』を読み聞かせた。同書のことばは衰弱しきつた彼に不思議な力を与へた。寢床からすつくと立上り、衣服を改め、食事その他すべてを正常に復し、快活さを取戻した。昭和二十三年の晩秋、私は父の供をして中田家を訪ひ、俊太郎を見舞つた。案内を乞ふ聲に應じて玄関に現れたのは、袴を着けて颯爽たる和服姿の俊太郎その人であつた。我々はニコニコと微笑しながら元氣に叩頭する俊太郎を見て啞然とした。枕も上らぬはずの病者がいま、正坐して客を迎へてゐるのだから。

彼は『生命の真相』が自分に与へてくれた心のたまものについて語り、しばし歡談したが、やがて別れを告げて門外に出た時、父は私に、「俊太郎君はもう永くはもたない。一週間ぐらゐの生命であらう」と言つた。私はいよいよまごつた。父は判断の理由をかう述べる。「末期患者でも、氣の持ち様によつてごく一時的ではあるが生理機能が整つて正作動することがあるが、所詮は元へ戻るものだ」と。それから旬日を出でずして俊太郎は逝いた。十二月六日のことである。行年三十四。

そのとき中田家ではすでに母堂亡く、嚴父は五年後の二十八年に世を去り、屋敷も無くなつた。敗戦と荒廢の中に、過酷な運命は容赦なく此の名家に襲ひかゝつたのだ。しかし、不幸中の幸ひともいふべきか、中田家跡（現在、アメリカンエクスプレス社の高層ビルが建つてゐる）には長屋門と御座所が保存されてゐる。御座所は移されて長屋門の東隣にあり、植込や石燈籠をあしらつて環境を整へてある。其處は會社の敷地に属するが、「建築基準法に基く公開空地」とされてゐるので自由に歩ける。私は御座所を四方から熟視した。火災予防のために屋根が瓦葺に改められてゐることが記憶の中に在る御座所とは著しく違ふ印象を私に与へた。こんな変哲もない家屋ではなかつたはずだが、心中に葛藤を生じ、建物の周圍をめぐる歩いた。

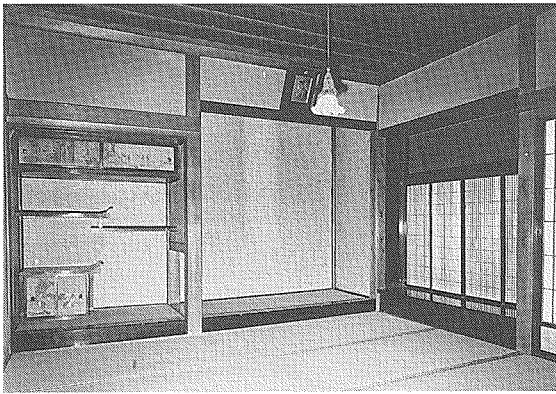
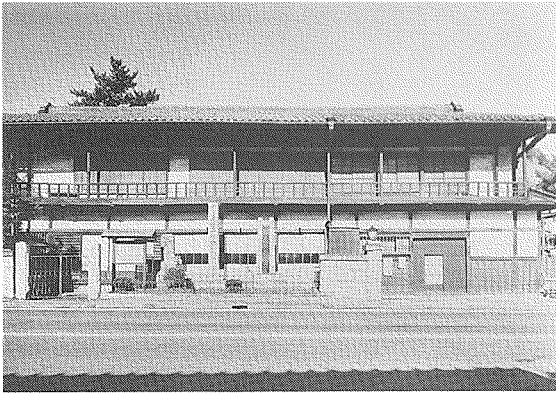
私の心中に在るのは茅葺の原像であり、いま対面してゐるのは瓦葺の現像である。ならば心中の原像は幻影であつたかと、満たされない氣持のままに其の場を離れたが、往時の寫眞が俊太郎の令妹五十嵐正子氏から送られてくるに



及んで、私の記憶が幻影ではないことを確かめたのであつた。

### (三) 甲州道中花咲本陣星野家

さて、次には山梨県大月市の元下花咲宿本陣星野家について述べる。明治十三年六月十六日、八王子を振出しに、山梨、三重、京都への三十八日間に及ぶ巡幸が始まつた。二日後の十八日、甲州道中の上野原宿から笹子宿への道すがら、花咲宿の本陣星野喜一郎宅に御小休、甲斐絹の織成作業を見學された。花咲は笹子川の溪流を眼下に見る山里



山梨県下花咲御小休所  
(星野三郎氏提供)

の宿駅である。本陣の現在の建物は弘化年間の再築造で国の文化財に指定されてをり、平成五年一月現在、弘化以前の状態に復原する工事が進行中である。当主三郎は私の近親であるが、先代の奇き以来、ごく親密な関係にあつたので、私はしばしば往訪してゐる。

建物は巨大である。最奥には上段の間があり、その下の書院を御座の間と呼ぶ。巡幸時の遺品としては侍従山岡鐵太郎が墨書した「御小休」の板札があり、街道に面して聖蹟碑が建つてゐる。

星野奇は北海道帝國大學農學部を卒業した。北大惠迪寮の代表寮歌は「都ぞ彌生」（明治四十五年）で、これは人口に膾炙してゐるが、その他に、「櫻星會歌―瓔珞みがく」（大正九年）もよく知られてをり、やはり、代表的寮歌である。奇はその作曲者であつた。音楽を好む人の心情は繊細である。自分の家とその昔天皇の御小休所になつた光榮を深く心に刻み、熱意を傾けて郷土の爲に盡したのであつた。

旧家の当主で農學を修めた人とあれば、政界に打つて出ることとも不可能ではなかつたが、奇はその道を選ばず、養蚕機織の外はこれといつた産業の無い花咲の人々のために、あれやこれやと授産の道を講じた。戦後は社會事情が一変して、住民の生活は向上したが、それとともに、古来の社會紐帯は緩んでいき、中心の本陣屋敷を維持保存するには並々ならぬ困難を感じてゐる。星野家は国・県・市から補助を受けて、まづ中庭の文庫蔵の修復工事を行つた。

この工事は昭和六十二年七月に完了した。その詳細は同年十月に刊行された、『重要文化財・星野家住宅文庫蔵保存修理工事報告書』（文化財建造物保存技術協會編、星野三郎発行）に記されてゐる。本屋の修復工事はこれに引続いて行はれてゐるが、大工事であり、完成が期待される。

さて、戦後の歴史學界を風靡するかに見えた革命的階級社會史の観点から、星野氏の存在もまたいはゆる寄生地主制の一例として論じられるに至つた。同家には江戸時代前期（寛文年間）以降の文書・記録類が多数保存されてをり、研究者の探訪は跡を絶たない。地方史料がたといふものは地主対小作の經濟的・社會的諸關係について研究する者にとつ

ては正に垂涎ものである。先代の奇は學術にも理解ある人であつたから、探訪者たちを快く迎へて史料の閲覽や録取を許した。しかし、氣拙いことも起つた。その一例を記さう。

中央大學の商學部商業史研究グループは星野家文書探訪の成果を『中央大學歴史評論』（がり版の冊子）に収めて學園祭に發表した。これがその寄生地主制論であつたといふ。私は見たことのない物であるが、当時の関係者で大學院生であつた北條浩氏は後に「幕末期における商品生産の一考察」（社會經濟史學二十八編六号、昭和三十八年）と題する論文を發表し、星野家史料も活用してゐる。しかし、寄生地主などの術語は用ゐてゐない。

寄生地主と書かれた奇は烈火の如く憤つた。私は大月から上京してきた奇に會ひ、その怒りのことばを聞く立場に置かれたのであつた。大學へ乗込んで學長に抗議するといふのである。歴史の理論的解釈すなはち構造分析論は、対象となる社會から人格を排除してしまふ。個々人の精神や業績などは介入の余地が無いのである。星野氏は名主であり本陣（旅館業）であり、薬種商でもあつた。薬を扱ふ関係上、病者の治療にも當つた。本屋の二階では養蚕も行なつてゐる。つまり、宿駅の治者であり、大地主であり、農商を兼ねた知的代表者でもあつたのだ。奇の觀念からすれば、寄生してゐるのは周圍の人々であり、貧寒な山村では有力な授産者が居なければ全体の生活が成立たなくなるのである。さういふ実態に対する觀察と理解を缺いてゐる十把一絡げの史論を是認するわけにはいかなかつたのだ。

星野氏住宅は明治天皇の聖蹟として昭和十年に史蹟指定を受けたが、昭和二十三年には指定解除になつた。その代りとして、建造物が国の重要文化財に指定されてゐる。聖蹟だからではなく、甲州道中に遺つた代表的な宿駅施設の民家建築として文化的に重要であるといふ意味においてである。これまた、價值觀の激変を物語る。しかし、時代思潮や国の行政はさうであつても、家人の價值觀は変わらない。

#### (四) 元箱根川井家跡と栃木県小山市高橋家跡

中田、星野両家とも行幸の際の御小休所であつたにとどまり、行在所に選ばれたわけではないから、『明治天皇紀』はこれを取載しなかつた。同書の巡幸記は御小休所について触れてゐる場合と省略した場合とがあり、これは編纂者たちの敘述構想による史料取捨の仕方の問題であるから已むを得ない。しかし、巡幸は天皇が沿路の民の日常生活に触れる稀なる機會であり、また、在地の民は日数をかけ工夫を凝らして奉送迎の準備万端、遺漏なきを期したことであるから、他に優先して此の事を記述するべきは天皇紀、特に巡幸記における基本的要請ではあるまいか。

史料の取捨、記述の精粗長短は史家の最も苦心するところであるが、読者の立場から観て、『明治天皇紀』にも議すべき点が無いとはいへぬ。卷によつては局部肥大にわたる箇所もある。たとへば第五卷、明治十四年の巡幸記中、宇都宮駐輦の際に実施された陸軍演習天覧の記述がそれに該当すると思ふ。同年八月三日四日の両日にわたる近衛師團（東軍）と東京・仙台両鎮臺部隊（假設敵）の想定、作戰計画、戦闘の経過を物語ること詳細を極めてゐる。これなどは巡幸について必要な内容であるとは思へないのである。

それはさておき、身辺の聖蹟をなほ一二付加へて述べよう。その一は元箱根である。明治六年八月、天皇は皇后と共に炎暑を箱根に避け、五日、宮ノ下の旅館（安藤兵治宅）を行在所とせられた。二十日には蘆ノ湯村を経て元箱根の湖畔に臨み、川井右三郎の家に御小休、漁師が網で鯉を獲る光景を楽しまれ、箱根神社の宝物を一覧の後、底倉村を通つて行在所に還られた。

御小休所に宛てられた川井家は箱根神社坂參道の下にあつた。その家はすでに無く、今は跡地に昭和九年建立の御駐輦記念碑がある。この石碑を建立したのは安藤好之輔といふ人で、同處松阪屋旅館の主人安藤好篤の祖父である。好篤は私と同じ旧制高等學校の出身であり、同窓の誼みで投宿する機會がある。その折、旅館の前庭脇に立つ此の駐

輦記念碑は必ず眼に入るのであるが、一般の来客がはたしてどれほどの注意を向けることであらうか。

松阪屋は明治十年代の創業であるといふ。箱根でも古參格の旅館であるが、川井家の去つた後、よく行幸の記憶を継ぎ、国の聖蹟調査が始まるやこれに呼應して建碑したのである。學窓の縁に結ばれて宿るわが身は館主の祖先が榜示してくれた遺跡に立ち、その人の心を通して明治の代に結ばれていく。

さて、残る一件は栃木県小山市にある聖跡である。明治九年の六月から七月にかけての東奥道巡幸第三日の行在所は小山の若林庄次宅であり、十四年の北海道及び出羽地方巡幸では往路、還路ともに同地の高橋満司宅が行在所にな

つた。家は別であるが場所は同一地点に隣接してゐたやうで、箱根の川井、安藤両氏と同じく、現在は若林家だけが存続してゐる。その場所は小山の中心部で本街道（現・国道四号線）の西側である。若林家の門脇に花崗岩の指定史蹟標柱が立つてゐる。指定は昭和八年十一月に行はれ、標柱は翌年七月に建つた。

その隣に建てられてゐる「明治天皇御駐輦之碑」が高橋家にとつては貴重な物で、砂岩の自然石に彫刻した上記の銘は宮中顧問官藤波言忠の書、大正十四年六月四日付、高橋光治の建立にかゝる。藤波子爵は侍従として天皇の側近に在ること永年にわたつた人であるから、碑銘の揮毫者としては最もふさはしい立場である。

私にとつて、小山は縁もゆかりも無い土地であつたが、長男が同地に住むやうになつて以来親しむべき所となり、しばしば出向いて、栃木県内を歩きまはつてきた。にも拘らず、此の駐輦碑の存在を知



箱根御小休所跡  
(安藤好篤氏提供)



栃木県小山行在所跡

らなかつた。巡幸について関心を抱くに至り、はじめて碑は私の視界に入つたのであつた。ゆくりなくめぐりあつたのではなく、探して見付け出したのである。もしも近親が小山に住むやうにならなかつたら、無縁のまゝに終つたであらう。その土地に縁を生じ、探史行脚が続き、研究心が巡幸に向いたとき、聖蹟は私の中にはじめて蘇生の機を迎へたのである。

## 二 巡幸管見

### (一) 君徳涵養のための巡幸

上に述べたやうに、ふと身のまはりに注意を向ければ明治天皇の聖蹟があり、縁りの人々がゐる、戦後における價值觀の顛倒、法令の変改にも拘らず、天皇の足跡を聖蹟と呼ぶ價值觀はまだ絶滅してゐない。これを広く見渡せば、国の全域にわたつて隨處に聖蹟は遺存するのである。この事實は、明治元年の東京奠都に始まる遠隔地行幸がその度数において、また、設営万端、雲上の天皇にとつては苦難に満ちた旅であつたが、府県にとつては前代未聞の慶事であり、感動と光榮のお通りであつたのである。

そもそも、巡幸の「巡」には「めぐる」意味の外「やすんずる」(撫民)の意味も含まれるといふ。古くは天子の地方旅行を巡狩(巡守)と呼んだが、此の語は専ら統治權の確認行爲として、政治的な意味合の視察、恩賜、儀典など

を内容とする用語であり、明治天皇の巡幸においても、府県庁、鎮台、學校、病院等への臨幸親閲、責任者の所管事項実績報告聴取が行はれたほか、式内社、陵墓への奉幣、高齢者に対する恩慰、公益事業功勞者旌賞、国事殉難者の遺族及び病者困窮者に対する賑恤などが型通り行はれた。その事が地方の教育、産業、社會開発に弾みをつけ、皇室敬慕の念を高め、沈滞を打破して改革に挑む風潮を促した事実は大いにこれを認めなければならない。

しかし、それは一つにか、つて統治權者としての、また、國民の側からの巡幸の意義であつて、天皇御自身にとつて巡幸が何に値したかといふ事はおのづから別個の問題である。巡幸は難路を踏破しながら識徳を涵養する壮大な精神的遍歴であらねばならなかつたのである。後者の意義を合せ満たしてゐる巡幸は治世初期のそれであり、明治十四年までに限るのを宜しとする。

元年、天皇は十七歳、十四年には三十歳になられた。この宝算は數へ歳である。すなはち、少年期から青年期にかけての掛替のない十余年間であつた。時は正に狂乱怒濤の草創期であつて、未來に大きい可能性を孕みながら、現実には深刻な不安や危機が継起連続してゐた。それを背に感じながら行く道は遙かであり、旅の仕方は依然として江戸時代さながらの騎馬、肩輿。唯一点、今とは異り、民心が高貴な人に対しおしなべて敬虔であり、憧憬に満ち溢れて奉仕を厭はなかつたことのみが安泰な巡幸の支へであつたともいへるのである。

私は、巡幸の企劃を立てた重臣たちの大膽と、この奏請を嘉納し、敢て難路に踏み出された天皇の剛毅とを賛歎したい。しかし、現代これを実感として共有できる人は最早、少いであらう。交通、宿泊の手段が著しく発達し、安樂な旅行を満喫できる時代の人に、「可愛い子には旅をさせよ」といつた格言は通じない。天皇は險難踏破のたまものといふべきであらうか、一般人の追隨を容さゆるないほどの旅行家となり、地方の事情に通じられたのである。到るところの山川原野、海浜、町村の自然や産業、民情等々が天皇の体験的知識となり、叡慮の素材となつた。重臣たちの念じたのもまた此の成果を得ることにある。

明治十四年巡幸のあと、十八年七月に、山口、広島、岡山三県への巡幸があつた。これまでの巡幸は近畿以東に重点が置かれてゐたため、西部日本が軽んぜられてゐるやうな外観があり、中国地方への巡幸は上るべくして上つた日程であるから、この度の巡幸まで入れてまとめる方が良いやうに思はれるであらう。しかし、中国三県の巡幸はむしろ巡狩にあてはまる種類のものであつて、君徳涵養のための困學といふ私の主なる観点からすれば、必ずしも前回の延長線上には位置しない。

瀬戸内海に面してゐる交通上の絶好条件によるとはいへ、東京から山口県まではいふまでもなく、山口県から広島県、広島県から岡山県への移動も海上を通つてをり、陸路としては、上陸地点から県庁所在地までの間、及び、岡山から神戸までの山陽道（四日間、約三十五里）に過ぎない。そしてこの間は還幸路であつて、岡山と兵庫の県境までを巡幸日程とし、兵庫県内は單なる通過なのである。上陸地点から県庁所在地までの陸行は三田尻港から山口までの半日約六里に過ぎず、嚴島対岸の阿品から広島まで、兒島湾岸から岡山までは距離をいふほどの意味は無い。

また、行在所についてみても、神戸港での専崎彌五平宅は別として、山口では旧藩主毛利氏別邸、嚴島では大聖院、広島では陸軍施設の偕行社、岡山でも旧藩主池田氏の後樂園、三石村は宝珠院、姫路は本徳寺、明石は光明寺などが選ばれてゐて、民家は一例も無いのである。海上は平安で申し分なく、炎暑の苦は伴つたもの、十八日間の行幸は悉く終つた。このやうな次第であつてみれば、中国地方の巡幸は実は各県都三市への別々の行幸に外ならず、十四年までの巡幸とは区別したい。

それならば最初に溯つて、明治元年の東幸はどうか。これは遷都であり非常の行幸であつて、平時の巡幸とはその目的が異なる。したがつて、これを巡幸の始まりとすることには問題があらう。しかし、内容からみて、以後の巡幸の原型となつてゐる部面が少くないから、これを省くのは反つて適當でないやうに思ふ。よつて私は、元年（東海道）、五年（西海道）、九年（東奥）、十年（畿内）、十一年（上越）、十三年（甲信・伊勢）、十四年（北海道・出羽）の七度



に限つたのである。

(二) 巡幸概要一覽表

都合七度の巡幸を見渡す便宜を計り、簡単な諸元を設定して一覽表を作つてみた。内容は総て『明治天皇紀』に拠る。本来ならば、天皇紀の編纂史料に直接当つて、自分なりの取捨選択補充をするべきであらうが、一覽表はいはば早見のためであるから、その煩を避けた。

第一表 巡幸概要

明治	季節	日数	地域	経路		主な政府供奉員と鹵簿の人員
				往	還	
1	秋(旧) 九月下旬 十月中旬	23	東海道	陸	/	岩倉右大臣以下廷臣團、藩兵合三千三百人
5	夏(旧) 五月下旬 七月中旬	49	伊勢、大 西海、大 道、大阪	海(龍驤艦)	海(春日艦)	西郷參議以下七十人、軍艦六隻、輸送船一
9	夏 六月初旬 七月中旬	49	東奥	陸	海(明治丸)	岩倉右大臣、木戸顧問、大久保内務卿以下二百三十人
10*	冬夏 一月下旬 七月末	(9)	京都、大和	海(高雄丸)	海(広島丸)	三條太政大臣、木戸顧問、山縣參議以下。軍艦二隻(還路、伊藤參議)
11	秋 八月初旬 十一月末	72	北上、信越、陸	陸	陸(東海道)	岩倉右大臣、大隈、井上參議以下三百人、別に小路太警視以下警官四百人

14	13
夏秋 七月末 十月中旬	夏 六月中旬 七月下旬
74	38
北海道 秋田・山形	甲信・伊勢
陸	陸
陸	海(扶桑艦)
左大臣熾仁親王、大隈參議、黒田開拓長官、大木參議、松方内務卿以下三百五十人	伏見宮貞愛親王、三條太政大臣、山田參議以下三百六十人

※明治十年の場合には孝明天皇の十年式年祭を京都で執り行はせらるゝ、につき京都への行幸を仰せ出されたのであつて、これに関連して大和古都方面の巡幸が伴なつたわけであるから、本表では二月七日から同十五日までの事を抜き出して示す方が巡幸表としては適當であると思ふけれども、さうすると、東京、京都間往復の海路が省かれてしまひ、落着きを得ないので、行幸の全体を採ることにした。

表を通覽して直ちに氣付くのは、巡幸の時期として夏を選ばれる場合が多く、往路を以て巡幸とし、還路は海路すみやかに東京へ戻るのを原則として立案されたことである。理由はいふまでもない。新暦や週日制(日曜日)と並んで、官公吏の暑中休暇制も取入れられたから、大臣、參議等の要人が東京を離れても政治日程に支障をきたす惧れが少く、外国使臣も避暑、帰国などで外交は閑散状態になるからだ。

また、行在所としては然るべき民家を選定するのが原則であつた。これは、旧幕時代に整備された宿駅の本陣や在地の富豪宅を利用する旧來の例を踏襲したまでであらうが、官衙や學校など、西洋式の公的建造物が出来ていくにつれ、それらが行在所になる場合も漸時多くなつた。一、二の例外はあるもの、総て宿駅の本陣を行在所に充てたのは元年の東幸である。この時は内侍所を奉じての遷幸であるから、奉安所と行在所の二箇處が必要であつた。奉安所は当然ながら神社の拜殿が充てられたが、例外もあり、特にそのために假神殿を建てたところもある。第二表はその状況を明かにするために作成した。

第二表 明治元年の東幸日程

九月二十日京都御發輦、十月十三日東京御入城、所要日数二十三日

日	20	21	22	〃	〃	23	〃
宿 駅	大 津	草 津	石 部	水 口	土 山	坂ノ下	関
発 時	辰(御所) 午前八時	卯(大津) 午前六時	卯半(石部) 午前七時	卯半(土山) 午前七時			
着 時	未半 午後三時	(午カ)	申 午後四時	午 十二時	未半 午後三時	未 午後二時	
御小休・行在所	本陣大塚嘉右衛門	本陣田中七左衛門	本陣小島金左衛門	本陣鶴飼喜内	本陣土山平重郎	本陣若林嘉兵衛	本陣川北久左衛門
内侍所奉安所	船屋又兵衛宅内		西宿際、神明社		大宮鳥居前、新舎		新舎
摘 要		瀬田にて琵琶湖眺望	伊達宗城稻穂献上				神宮遙拜

29	〃	28	27	〃	26	25	〃	24
赤坂	岡崎	池鯉鮒	鳴海	西浜(熱田)	佐屋(熱田)	桑名	四日市	石薬師
卯半(岡崎) 午前七時	午後(池鯉鮒) 十二時過	辰(鳴海) 午前八時	午(西浜) 十二時		卯半(桑名) 午前七時	辰(四日市) 午前八時	申 午後四時	卯半(関) 午前七時
	薄暮		申 午後四時	亥 午後九時過		未 午後二時		
本陣平松彦十郎	本陣服部専左衛門	本陣永田清一郎	本陣下郷良之助	徳川氏別邸	本陣加藤五左衛門	本陣大塚與六郎	本陣黒川彦兵衛	本陣岡田市左衛門
	馳走屋敷新舎			八剣宮拜殿		春日神社拜殿	諏訪神社拜殿	
			熱田神宮親謁、稻刈の実況を見る					沿道府県に営業常の如くならしむ

5	〃	4	〃	3	〃	2	1	〃
府中(静岡)	藤枝	金谷	掛川	見附	浜松	舞坂	新居	吉田
卯(藤枝) 午前六時	午後(金谷) 十二時過	卯半(掛川) 午前七時		卯半(浜松) 午前七時		卯(新居) 午前六時	卯半(吉田) 午前七時	午後(赤坂) 十二時過
未刻過 午後二時過	申 午後四時		未半 午後三時		午 十二時	辰 午前七時	午 十二時	未半 午後三時
本陣小倉平左衛門	本陣村松伊右衛門	本陣佐塚佐次右衛門	本陣澤野彌三左衛門	本陣神谷三郎右衛門	本陣杉浦助右衛門	本陣宮崎傳左衛門	本陣飯田武兵衛	本陣中西與右衛門
	脇本陣		行在所隣地新舎		諏訪神社	浜名湖乗船渡御	諏訪神社拜殿	新舎
	大井川假設枝橋渡御	富士山初見(金谷台)		氾濫 天龍川船橋渡御、河水			汐見坂にて太平洋初見	

10	9	〃	8	〃	7	〃	6	5
藤 沢	大 磯	小 田 原	箱 根	三 島	沼 津	吉 原	蒲 原	江 尻
卯半(大磯) 午前七時	卯半(小田原) 午前七時		寅半(三島) 午前五時		卯半(吉原) 午前七時		卯半(江尻) 午前七時	
未半 午後三時	午 十二時	酉半 午後七時		申 午後四時		申 午後四時		酉半 午後七時
清淨光寺	本陣小島才三郎	本陣清水金左衛門	本陣駒佐五右衛門	本陣樋口傳左衛門	本陣清水助右衛門	本陣長谷川八郎兵衛	本陣平岡久兵衛	本陣寺尾與右衛門
河岸町新舎	神明社	小田原城浜手門内		三島神社拜殿		天神社拜殿		本陣羽根半左衛門
	地曳網を見る		蘆湖の水禽銃獵を見る		富士望見(原)			

13	12	11	11
東 京	品 川	神 奈 川	戸 塚
卯半 午前七時	卯半 午前七時	午後(戸塚) 十二時過	卯半(藤沢) 午前七時
未半 午後三時	未半 午後三時	申 午後四時	
旧江戸城西の丸皇居	本陣烏山金右衛門	本陣石井源右衛門	本陣澤邊九郎右衛門
山里社殿	天王社(荏原神社)	洲崎神社	
		保土ヶ谷より鳳輦	

この東幸が断行されたころ、東海道には幕府倒壊の余波が及んできて、物情騒然たる有様であつた。封地に在つて車駕を郊迎した藩主は膳所の本多康穰、水口の加藤明實、亀山の石川成之、名古屋の徳川徳成、その父で前藩主慶勝、岡崎の本多忠民だけで、その他は留守の家臣団から選ばれて出てきた使者であるに過ぎない。諸大名は朝廷に歸順申請の手続をして急ぎ江戸へ向ひ、明治天皇に参観しなければならぬから、封地に安閑としてはゐられなかつたのである。

あまつさへ東海道の特に三河から駿河までは、此の年五月に徳川家達が七十万石の大名になつて新たに静岡藩を立てるため、封内の六藩、旗本は替地の命を受け(九月二十一日)、家中引越のてんやわんや、幼少の家達(六歳)はすでに八月十五日には駿府城に入り、新藩設立が公示された。その後、藩の役職に就く者たちが逐次江戸から移つてきて、東幸の行列が迫るころには一應、藩形を整へるに至つてゐた。十月五日、徳川家の使者が安倍川西岸の手越(たご)に出向して郊迎の禮を執り、先駆して府中に至る。此處では前表にあるやうに本陣小倉平左衛門方で晝餐、これを待つてゐた

東征大総督熾仁親王の使者が会津の降伏を報告、直ちに上聞に達した。本陣は府中の伝馬町にあり、城とは目と鼻の距離にあるが、幼少の藩主は城代屋敷の内にひっそりと籠り、拜謁は行はれなかつた。

さて、爰に、天皇の初の遠路行幸を振り返つてみよう。簡略に東幸と表現するが、実は朝廷そのものの大移動なのであり、しかも、安全な方角ではなく、硝煙いまだ消えやらぬ武府への遷幸であるから、軍事的、政治的緊張は常に旅路に付纏つてゐた。しかし、緊張と警戒の中にも、天皇と国民との懸絶した距離間隔を縮める機会があり、天皇の實世間を見そなはず機会ともなり、和歌の世界にのみ存在した東国の自然に触れ給ふ機会ともなつたことは、人格形成の上に浅からぬ意義を含む。

その具体的な事実として、特に挙ぐべきは本陣が御小休所、行在所になつたことであつて、これはすでに指摘したところである。本陣は身分のある者の宿泊施設であつて、一般には大名の泊る所とされてゐるが、実体は民家である。大名はそれでよいが、天皇は大名とは異なる。京都発輦の日、粟田口青蓮院までの沿道に雲集した市民は、内侍所を奉じての神嚴な御幸に肅然と頭を垂れ、拍手礼拝してお見送りしたといふ。天皇と大名の異なる所以である。故に、本来ならば、内侍所の奉安所は勿論、天皇の御座所も新築の殿舎を用意すべきところであり、實際、後の巡幸にはさうした例も見受けられるのであるが、いまの場合は不可能である。そして、その情況が反つて民宿といふ初の体験をもたらしただけである。

次に重要な視点は、沿道の農民や漁民の生産活動の一端を見聞されたことである。表の摘要欄に簡略な注記をしておいたが、熱田から鳴海への道中では浜新開松原で稲刈りの実況を見、刈りとつた稲穂を間近に熟視される場も設けられた。また、大磯の海岸では地曳網の作業を展開、漁師たちが海水を満たした幾つかの桶にとれたての活魚介を放つて御前に供へた。

自然の形勝では琵琶湖の風光がまづ現れるが、浜名湖に近い汐見坂で眺望する太平洋こそ果てしなき大海原の雄大



さを実感せしめるものであつた。金谷の高台では富士山が見えたが少し遠い。進んで原駅に至れば富士は正に眼前に聳立つ。『明治天皇紀』は、「富士の天覧に入る、蓋し古来未曾有の事に屬す」と特筆大書してゐる。

十月十一日の午後、程ヶ谷で小休止、これより鳳輦を召され、供奉員は馬を揃へて鹵簿を仕立て、神奈川へと威風堂々の大行進。駅の手前にある芝生村にはイギリス、フランス両国の駐屯軍が整列して禮式を行ひ、横浜港に碇泊してゐる各国の軍艦は禮砲を發し、神奈川砲台からは答禮砲が轟く。かくてその翌々十三日、鳳輦は東京に入城し、東幸の全日程は無事終了した。

晩秋の天候は晴れて崩れず、人爲的な事故も発生しなかつた。東京入りに際しては、覇政を王道に改める心を以て行装を公家風とし、供奉の親王、公卿、諸侯は衣冠帯剣、三等官以上の各藩徴士は直垂帯剣、鹵簿の先頭には伶人が雅楽を奏しつゝ、肅々と大手門内に入ったのであつた。

### (三) 海路の苦難

巡幸は往路を正式とし、還路には公的行事を組むことなく、至短時間で東京に歸着するため、海路を選ぶのを原則としたが、時の事情や叡慮によつて異なるコースによることもあつた。明治五年には往還ともに海路、一千八百哩を涉破せられた。前年の十一月、不平等條約改正の可能性を探るため、新政府の柱石たる岩倉右大臣、木戸参議、大久保大藏卿等が外遊に旅立ち、留守政府は西郷参議等が預つてゐた。この西郷隆盛が供奉して遠く西海道への巡幸が行はれたのである。

五月二十三日(旧曆)、御召艦龍驤(艦長伊東祐磨大佐)の前には嚮導の第一丁卯艦、後には日進、鳳翔、雲揚、孟春、春日、筑波の六艦と運送船有功丸が続き、都合九隻の艦隊が舳艫相銜んで品川沖を発航した。これより四十九日間、船の旅である。その経過については『明治天皇紀』に逐一記述されてゐることであるから、いまは寄港地を摘録

するに止めよう。

第一泊地は鳥羽・伊勢大湊、次いで松島（大阪）、鞆、下関、長崎、小島（熊本）、鹿兒島、ここまでを往路とし、丸亀を経て横浜に至るまでを還路とする。伊勢で初めて御参宮、京・大阪は九日間の御滞在、下関と長崎、熊本は各三日、鹿兒島では天候不順のため九日間の逗留を余儀なくされた。また、通航の海域には幾箇所かの荒波浪海面がある。遠州灘、熊野灘、玄界灘、天草灘、日向灘、それぞれ名にし負ふ荒海であつて、まづ二日目には午後より天色一変、夜の遠州灘は漆なす海上に風雨が荒び、艦は激しく動揺し続けた。玄海は風こそさほどでもなかつたが波浪高く、艦は搖れ、宍岐海峡は潮勢急で波またいよいよ高かつた。初めての船旅に忽ち風波の歓迎を受けたのである。

眞夏の海は比較的穏かであるが、その代り台風が来る。還路は六月二十六日発程と決められたが、前日の朝から北東風が次第に強くなつて雨をともし、風に向つて日向灘を航行するのは危険なので延期され、これより数日間は何もなかつた。その北風は七月二日になると西に変つたので、艦隊は此の時とばかり鹿兒島港を出たが、西風は更に南に変り、波浪は依然として高く、夜間航行は頗る不氣味であつた。

翌日、春日、龍驤、日進の三艦は列を乱すことなく北進を続けたが、他の艦船は列から後れて影を没した。豊予水道に入る手前の鶴見崎が見える頃から波浪はやうやく静まつてきたが、瀬戸内海に進入すると暗黒の海は濛々として来島海峡を通過するのはむづかしいので、夜明けを待つて前進し、細雨の中を丸亀港に入津した。その後、神戸でも風雨にさへぎられて拔錨を順延し、東京湾に入つてからも南西の強風を避けるために品川着の予定を横浜港に変更せざるを得なかつた。

明治九年の東奥巡幸は青森までで終り、七月十六日の朝、函館經由で海路還幸の途に就いた。御召の船は工部省燈台寮所屬の明治丸である。此の船は明治六年イギリスに発注し、建造の上、八年の二月に横浜へ回航された一千噸余の燈台視察船で、船長はピートルスといふ人であつた。春日艦が嚮導し、明治丸、清輝艦、高雄丸、ラーポール号の

順に縦列を組んで青森港を出る。その日は霧が海面を覆つてゐた。

海軍少將伊東祐磨の司令下に港外へ出ると、艦隊は縦列を解き、煙る霧の中を警笛を鳴らしつゝ、函館に入港して二日間碇泊し、三日目の十八日午前八時に拔錨、清輝艦、明治丸、高雄丸の順になつて霧の晴れ間に発進したが、濃霧は間断なく海面を閉ざして視界を包み、その度に投錨して船を止め、容易に津軽海峡を出られない。波浪は高くなり、細身に造られた明治丸は大きく揺れ、天皇は船暈の気味で食膳を斥け、僅かに道明寺(乾飯)とレモンジュースを召上るだけであつた。

翌十九日は三陸沖、前の日に増して波風に翻弄された御座船では、キャビンの盆栽鉢や器具類が倒れ転がる始末である。扈従の面々も船暈に苦しみ、のたうちまはる有様であつたといふ。やうやく金華山に差掛る頃、濃霧の襲来は止んだが、今度は炎熱に喘ぐ。一夜開けて午前十時に犬吠埼を通過、午後四時に布良岬(洲崎)沖に至れば、うねりは高い。いはゆる房総沖の難所で浦賀水道の関門、古来遭難の絶えない変針点である。そこを無事通過すれば東京湾内の安全水域なので、一同は蘇生の思ひで天機を奉伺した。

明治十年の巡幸は眞冬の一月二十二日に出発と決まつたが、前の日の早曉から烈風が吹きまくり、航海は無理と判断されて二十三日まで延ばすことになつた。幸ひ、その日は晴であつた。前回と同様、伊東少將を司令長官とし、御召船高尾丸に春日、清輝の二艦が供奉し、フランス軍艦ラクステリー号が随従する。その翌早朝、おそらくは伊豆半島沖を通過する頃から風雨が烈しくなり、波濤ぎはめいて船艦をさいなみ、遠州灘の航行は困難を加へた。天皇のお苦しみはいたいたしいばかり、食事には道明寺を少量口にふくまれたのみである。このまゝ、熊野灘に進航するのはいかなものかといふことで、海軍大輔川村純義の奏請により、伊勢湾口の鳥羽港へ避難するに至つた。その際の御製に

ふく風にあらそひたてるあら波に心ならずもこきかへしけり

とある。これは船隊がすでに鳥羽港の西南方まで前進してゐた証左である。天皇は冬の外海の恐ろしさを切実に体験されたのであつた。

さて、次は明治十三年の巡幸の還路である。七月二十一日の午後四時に神戸港発、御召艦は扶桑、嚮導艦は磐城、後衛艦は金剛の順で紀伊水道に進む。天皇は船暈に備へて艦内での晚餐を斥けられた。やがて外洋に出ると、果せるかな波浪荒々しく、熊野灘を過ぎ遠州灘を航行する頃には供奉員も大半生色を失つて寝込んでしまふ慘状に陥つた。

天皇は二十三日の朝食には道明寺と麴(むぎこがし)を攝られたばかりで、晝食、夕食ともに省いての用心堅固、これは幾度かの苦い経験に懲りて、船暈に対し過敏になられたためであらう。それでは長途の船旅は不可能である。船暈といふものは、鬼をもひしぐ剛の者にも起るし、脆弱男子でも平然と動搖に身を任せて飲食を楽しむ人はある。陸上の強弱とは関係がないのである。

翌十四年には山形県、秋田県及び北海道の巡幸が行はれた。三月九日付、北海道開拓長官黒田清輝の上奏によれば、御召艦は小樽に直航していただきたいとの希望であつたが、当局はこれを採らず、山形、秋田両県を経て北海道に行幸あるべしと内定した。秋田県から小樽への航路については、発航地を船川港(今の男鹿港)に擬する案が出てゐたけれども、船川港はまだ海軍による測量が行はれてをらず、加へて、巡幸の頃には台風の心配もあるといふことで廃案になつた。それと同時に、還幸は海路によるといふ具申も通らず、往還ともに陸道と極つたのであつた。海路はただ青森と小樽の間のみである。天皇は三陸沖の航路を選ばなければならぬやうなら巡幸そのものを取止めるとまで思ひ詰めてをられたやうである。げに、船暈は英主におけるアキレスの踵といふべきであらうか。

#### (四) 両度の陸奥路

天皇の東北巡幸は両度にわたり、奥羽全県を歩まれたが、わけても千住から青森までの東奥道は熟地の観があるま

でなられたと思はれる。但し、明治十四年の場合は、此の道が正式の巡幸路ではなかつたから素通りであつて、沿道各県ともに県庁、学校、工場等への臨御は無い。したがつて、東京、青森間の所要日数も明治九年の四十三日間に對して二十七日間といふ急行ぶり、それなりにまた、苦樂のある旅路であつたが、兩度の情況を比較してみると、天皇の御心構といふ面において格段の違いを認めることができるのである。

明治九年、天皇は二十五歳である。心身ともに充溢の青年期ではあつたが、みやびのお育ちゆゑに、蒸暑い長途の陸行、拜謁、視察等の公的行事が連続するのには堪へ難い苦痛を伴ひ、疲労と倦怠に襲はれるのもまた自然である。右大臣岩倉具視と内閣顧問木戸孝允は随意扈從を聽されて鹵簿の列外に離れ、影の形に添ふごとく随行しながら、一意専心、君徳の長養につとめ、いはゆる御意見番として目を光らせてゐた。おそらくは此の兩人、表面に出て万事を取仕切るのを避け、天皇親らによる指揮統帥の場をより多く作ることを目論んでゐたに相違ない。

六月十九日、鹵簿は奥州二本松を發つて福島に入つた。行在所は中学校である。その夜、木戸は岩倉をその宿所に訪ふて何事か協議し、具視は直ちに行在所に參じて奏上するところあつたと、『明治天皇紀』は記す。しかし、奏言の内容には触れてゐない。東京出發以來すでに十八日、そろそろ、このあたりが氣付いた事を言上し、反省していただく時であると意を決したのであらうか、または別件か。その翌日、同じ福島行在所での晚餐には岩倉、木戸以下、宮内官等十五人が陪食の席に就き、酒宴になつた。酔のまはつた岩倉と木戸は政治論争を始め、互ひに激しく言ひ合つた。天皇は終始微笑を湛へてこれを看過せられ、遂に岩倉に屈した木戸に對し、負けた償ひに詩を書くやうに命じられたといふ。天皇紀は伝聞として、これを載せてゐる。巡幸中の一風景として加へておきたい。矢玉をかいぐつて王政復古を爲し遂げた二人の重臣は奉公の点においても烈々として仮借することがなかつた人たちである。

二十三日、鹵簿より一足先に東京を出發して各地の情況を調査してゐた内務卿大久保利通が仙台に着いて岩沼の行在所に伺候し、その翌日、鹵簿は仙台に入つた。明る朝、大久保は行在所に參じ、再び先行するについては此の点を

と、特に、海路還幸を「断行」したまはんことを奏請した。乗船を忌避せられる天皇に予めその然るべからざる所以を強く言上したものと思はれる。「断行」（天皇紀）の語がこれを暗示してをり、大久保もまた御意見番の一役を担つてゐたのである。彼としては、青森で御召艦の準備を整へておかなければならぬからだ。しかも、変更はできない。七月二日、鹵簿は築館に到着し、鈴木吉左衛門の家を行在所に充てる。晚餐の席では、天皇は沿道各地の情況について絶えず談柄を提起し、物事の利害得失を論じられた。天皇紀は、福島での苦諫が効果をあらはしたものと断じてゐる。北進は続き、十一日には三戸を発して五戸に到り、三浦傳七の家を行在所とする。天皇紀の同日の條には

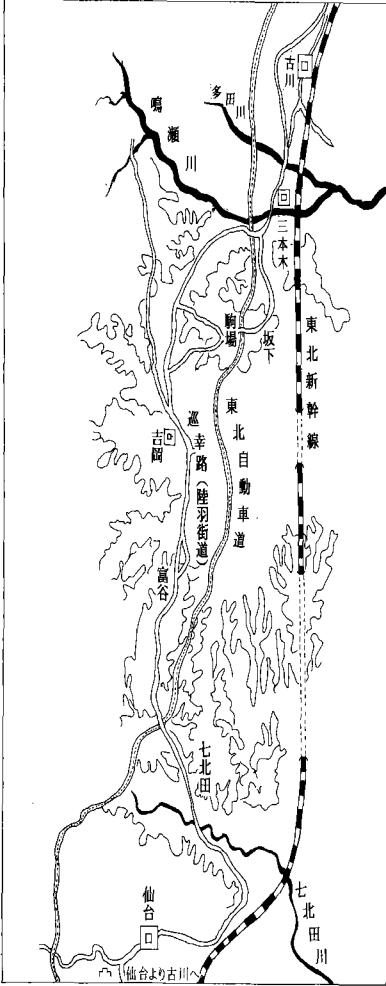
「木戸孝允、常に聖體の健康を害したてまつらんことを憂慮し、時々御乗馬・御歩行を勧めたてまつりしかど容易に用ゐたまはざりしが、是の日、小向村を北に距る五六町稻荷坂にて下御し、急坂約四十間を歩いて下らせらる」とある。そもそも、公家有職を以てすれば、宮外出御の際には鳳輦を、遠路の場合には馬車や板輿を用ゐ、險阻の坂道などでは肩輿に代へるのであつて、騎馬、歩行のごときは本来考慮の外であつた時代において、敢て供奉員同等の徒歩や武人の騎馬に倣ふやうなことをお奨めするのは禮に適はぬことである。明治になつて天皇が馬を召す例が開かれ、明治天皇は馬を愛好されたから、騎馬はよいとしても、徒歩はいかぬ。木戸の進言を容易に肯んじられなかつた理由の一端はそのあたりにあつたらう。しかし一方、木戸にしてみれば、馬車の通ふ道ならばともかく、両脚を屈し上体をこごめてゐなければならぬ肩輿に長時間坐り続け、視界を塞がれて、山河を望み草木に触れることすらなしに旅されるのは旅の名に値しない、是が非でもたくましくなつていただきたいと願ふ気持も無理からぬ。ともかくも此の度の巡幸は巡狩といふよりもむしろ、君徳の長養にこそ主眼があると、岩倉、木戸、大久保の三人は歩調を合せてゐたのである。

さて、それより五年の歲月は流れ、天皇は再び東奥道を北へと旅された。明治十四年の此の巡幸は前に述べた通り、北海道と秋田、山形両県であつて、奥州道は單なる通過線にすぎない。したがつて、両度の旅行を比較するのはいさ、

か不條理な一面があるが、君徳といふ観点に立てば、比較する價値はあるのだ。しかし、だからといって、東京から青森までの全体にわたる比較などは徒らに煩鎖な記事を積重ねるのみで、反つて比較の意味を見失ふ恐れがある。そこで私は坪刈方式により、仙台と古川の間を取上げることにした。

因みに、東北新幹線は仙台・古川間の距離四十三キロであつて、所要時間は僅か十五分である。巡幸路になつた奥州大路（今は陸羽街道）は新幹線の西側の東北自動車道よりも更に西側を蛇行し、吉岡（今は大和町内）を経て古川に至る。その距離は、吉田地名辞書によれば十一里であるから、新幹線とあまり大きな差は無い。仙台を出外れて二里ばかり北方の七北田村からは坂道が多い。富谷・志戸田を経て吉岡に至る。吉岡からは今の陸羽街道を東へ外れて駒場村の山坂をたどり、坂を降りて更に北すれば三本木、行く手をさへぎる鳴瀬川を渡ると古川に達する。三本木と古川の間は開闢地であるから、天候さへ良ければ楽である。

明治九年の場合、六月三十日の正午に仙台発、午後五時に吉岡着、遠藤鐵之助宅を行在所として御一泊、翌七月



一日午前十一時に古川の行在所、宮城裁判所支庁に入られた。二日にまたがるゆつたりした進行であるが、吉岡で特段の行事が組まれてゐたから、といふわけでもない。強いて推測すれば、遠近の鹵簿拜觀者が陸續と詰めかけてくるので、これに應へる意味で緩やかになつたのであらう。肩輿に揺られての道中であつた。

それに比べると、十四年の場合は難儀であつた。予定は八月十四日、仙台から古川までその日のうちに直行することになつてゐた。ところがその朝、県庁側から一日順延を願ひ出たのである。理由は前の日に大雨が降り、三本木と古川の間には河水暴漲して道路を遮り、涉破困難であるからとのこと。しかし、天皇は奏請を断乎として斥け、

「前路期を刻して準備既に成れり、一日を緩うせば百事齟齬せん、其の民を煩はすや大なり、船或は馬にて通行するを得ば發せん」(天皇紀)

とたしなめられる一幕があり、常よりや、後れて午前八時に出発となつた。仙台の市街地を離れると、七北田からは山道である上に、雨後の泥濘で乗輿は無理となつたから馬上に移り、三本木まで進まれたが、それより先の平地では大小の河川が氾濫して濁流馬腹に達するありさま、二度までも川舟に移つて難所を漕ぎぬける苦行となつた。浸水地帯をやうやく脱けるや、再び馬上鞭をふるつて疾駆し、午後七時に至つて、暮色蒼然たる古川に着き、行在所の志田郡役所に入られたのであつた。

此の日の明治天皇には颯爽たる英主の風格が充溢してゐる。五年前には、岩倉以下の重臣に護られ、且つ誠められながらの緩行であつたが、その同じ道を、しかも豪雨の後の泥濘を突破し、「者共統けや」とばかり押出して、予定通りに前進されたのだ。海路を忌避して親ら陸路を選んだ以上、もしも日程に狂ひが起ればその責は臣僚や在地に歸せらるべきでなく、天皇にあり、後には退けぬとばかり奮起せられたのであらう。五年前の巡幸と比較しながら、私は君徳の輝きをこゝに観るのである。



成稿にあたっては、五十嵐正子、中田易直、木野主計、安藤好篤、星野三郎の諸氏に高配を仰ぎ、史料等の提供をしていた。未筆ながら深甚の謝意を表す。

平成五年二月十一日